

●香川県告示第397号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によるものとされた生活保護法第50条の2の規定により、次の指定医療機関から当該医療機関を廃止した旨の届出があった。

平成22年10月8日

香川県知事 浜 田 恵 造

廃止年月日	名 称	所 在 地
平成22年6月30日	スター調剤薬局	観音寺市柞田町甲1939番地1
平成22年7月14日	豊永歯科クリニック	観音寺市吉岡町13番地5
平成22年8月31日	医療法人社団林泉会 林医院	仲多度郡琴平町45番地
平成22年8月31日	渡辺ハートクリニック内科	観音寺市植田町1010番地
平成22年8月31日	おおつか内科医院	丸亀市山北町451番地1